

災害対策・街づくり推進について

1 調査項目

- (1) 大規模災害対策に関する事項
- (2) 木造密集地域解消に関する事項
- (3) 土地区画整理事業、再開発事業、及び都市計画道路の整備促進に関する事項
- (4) スーパー堤防の整備促進に関する事項
- (5) 区内交通体系に関する事項
- (6) 南北交通の整備に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「災害対策・街づくり推進特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

阪神・淡路大震災をはるかに超える東日本大震災の惨禍に、改めて自然災害の恐ろしさに驚がくの念を覚える。震度5強の本区でも、液状化、交通機関不通による帰宅困難者への対処等、新たな課題も提起されたところである。加えて、大津波に起因する福島第一原子力発電所の事故ははまだ解決の途上にある。区民の生活を守るため、大規模事故を想定した区としての方針整備の必要性も感じられる。

これらの事象を教訓として、区画整理・都市計画道路の整備促進等、大きな成果をあげてきたこれまでの良好な街づくりの継続に加え、新たな角度からのより実効性のある取り組みを進めていかなければならない。

また、南北交通の整備など、より利便性のある交通機関の整備が必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。